

部会第8回会議から第17回会議までの  
意見要旨  
(制度・施策関係)

## 部会第8回会議から第17回会議までの意見要旨（制度・施策関係） 目次

※意見要旨中「◎」は、第17回会議の意見を踏まえて追加したもの

1 「1　自由刑の単一化」について .....	1頁
2 「2－1　若年受刑者を対象とする処遇内容の充実」について .....	1頁
3 「2－2　若年受刑者に対する処遇調査の充実」について .....	2頁
4 「2－3　若年受刑者に対する処遇原則の明確化等」について .....	2頁
5 「3　刑の執行等の初期段階における被害者等心情等伝達制度」について …	3頁
6 「4　外部通勤作業及び外出・外泊の活用等」について .....	4頁
7 「5　刑の全部の執行猶予制度の拡充」について .....	4頁
8 「6　罰金の保護観察付き執行猶予の活用」について .....	5頁
9 「7　刑の執行猶予中の保護観察の仮解除の活用促進等」について .....	10頁
10 「8－1　保護観察における新たな処遇手法の開発、特別遵守事項の類型の追加等」について .....	11頁
11 「8－2　犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実等」について…	14頁
12 「8－3　保護観察における少年鑑別所の調査機能の活用」について…	14頁
13 「9　若年者に対する新たな処分」について .....	15頁
14 「10　起訴猶予となる者等に対する就労支援・生活環境調整の規定等の整備」について .....	40頁

## 部会第8回会議から第17回会議までの意見要旨（制度・施策関係）

### 1 「1 自由刑の単一化」について

- 受刑者に行う「矯正に必要な処遇」の具体的な内容を刑事施設の長において決めることとする場合、刑事施設の職員の業務量や負担がどう変化するかについて検討すべきではないか。また、処遇内容の判断についての今後の運用等として、例えば処遇内容や不服申立てについて第三者機関に判断してもらうことも併せて検討していくべきではないか。
- 「作業その他の矯正に必要な処遇」を刑の内容とする場合、「矯正に必要な処遇」の範囲がはっきりしないので、刑罰の明確性の観点から、規定ぶりを検討すべきではないか。
- 罪刑法定主義の観点から、刑の内容は明確に規定されるべきであるが、「矯正に必要な処遇」は、内容が曖昧であり、内面に深く関わる性格の矯正なども含めた処遇がされ得るという問題があるので、少なくともこれを刑の内容として刑法に書き込むのは問題があるのではないか。
- 矯正に必要な処遇を義務付け、受刑者の特性に応じた個別的な処遇を一層行っていくことは、刑罰の目的からも正当化されるものであり、制度概要のような新自由刑を創設することには総論として賛成である。
- 作業以外の「矯正に必要な処遇」を刑の内容とすると、その分、作業の時間が減るため、受刑者が得る作業報奨金が減少してしまい、受刑者に不利益となるのではないかという懸念がある。
- 新自由刑の下で、作業を「矯正に必要な処遇」として位置付けるのであれば、現行の懲役における刑の内容としての作業とは意味合いが異なるということを何らかの形で法律上明確にしておくことが必要ではないか。
- 現在の制度概要のような規定でも、新自由刑の下での作業と現行の懲役における作業とでは意味合いが異なることは十分に示されていると思われる。
- 刑罰は、犯罪行為に対する法的非難、否定的評価を示すものであり、その範囲内において一般予防及び特別予防を図るものであると考えられるところ、処遇もこのような性質を有する刑の内容として正当化できると考えられる。改善更生は、受刑者のためだけでなく、再犯の減少を通じた社会全体の利益を実現するためのものもあることから、本人の意思に反して義務付けることにも十分な根拠があると考えられる。

### 2 「2-1 若年受刑者を対象とする処遇内容の充実」について

- 若年受刑者に対する処遇原則の明確化、処遇内容や調査の充実といった方向性自体は基本的に妥当と考えるが、少年法の対象外とされる以上は、対象者個人の自律性に配慮する必要があり、健全育成という目的で人格全般にわたって内面への働き掛けを行うような強い介入をすることは許容されないから、刑務所での処遇等の充実が図られたとしても、保護処分としての少年院教育との間の差は大きい。
- 刑事施設において、少年院の施設等を利用した手厚い処遇となることは歓迎すべきことであるものの、刑罰の執行であることによる限界があるほか、少年法の対象外とされて健全育成という目的が失われることにより、施設における処遇のレベルや職員の意識に影響が生じ、処遇効果が十分に発揮されないことが懸念される。
- 若年受刑者は一般的に可塑性に富む場合があり、仮に少年法の適用年齢が引き下げられた場合には、これまで保護処分の対象であった者も処遇の対象になり得ることから、刑事施設における若年受刑者の処遇の充実を図るため、少年院の長所を一層取り入れようとするることは、大変有効である。
- 18歳及び19歳を含む若年者に対する自由刑の執行と処遇のための刑事施設が、従来のような少年刑務所の形でよいかについて十分に検討されていないように思われる所以、若年者に対してきめの細かい処遇を行うため、収容の基準や施設規模などについても具体的に検討する必要がある。

### 3 「2－2 若年受刑者に対する処遇調査の充実」について

- 「若年受刑者に対する処遇調査の充実」は、受刑者の個々の問題性を把握し、若年受刑者の処遇の充実を図る観点から重要であると考えられ、導入することとすべきである。

### 4 「2－3 若年受刑者に対する処遇原則の明確化等」について

- 若年者の定義をしないでその処遇原則を定めるのは問題であり、受刑者に関する処遇原則が現在定められている中で、特に若年受刑者に対する処遇原則を設ける必要性についても疑問がある。
- 若年者以外にも、高齢者など様々なタイプの受刑者がいる中で、一般原則に加えて、更に若年者だけを取り上げて処遇原則を書くことについて、法制的な問題がないか検討する必要がある。
- 処遇原則を定める前提として、若年受刑者に対する処遇の具体的な内容や、それによりどの程度効果的な処遇ができるのかについて、十分詰めた議論がされていないように思われる。

- 若年受刑者に対する処遇原則は、若年受刑者の処遇上特に留意すべき点を明らかにして、その処遇の充実を図る取組が確実に推進されるようとするものであり、また、仮に少年法の適用年齢が引き下げられた場合には、保護処分の対象であった者への対応を法律上明らかにするという観点からも、具体的な内容は更なる検討が必要であるとしても、若年受刑者に対する処遇に特化してその指針となるべき規定を設けることには相応の意義がある。
- 若年受刑者を対象とする処遇において、少年院のノウハウや施設を活用して教育的な要素を導入していく場合に、今までの刑事施設における処遇の文化や職員の意識を変えていくためにも、若年受刑者に対する処遇原則を法律上明確に定めておくことは重要である。
- 「受刑者に対する社会復帰支援」は、若年受刑者を含め、受刑者の改善更生や再犯防止を図る観点からは重要と考えられ、導入することとすべきである。

## 5 「3 刑の執行等の初期段階における被害者等心情等伝達制度」について

- 刑の執行中等において、現行法上は仮釈放等にならなければ被害者や遺族から意見等を言えないので、刑の執行等の初期段階における被害者等心情等伝達制度が考えられたことは、喜ばしい。加害者にとっても、早い段階から、自分が何をしたのか、被害者がどのような思いでいるのかということを知ることが、更生に近づく出発点だと思う。
- 保護観察官等には、まず一回被害者等から話を聞くところから始めてほしい。そして、より積極的に被害者等の現状を聞いてほしいし、もっと被害者等と関わってほしい。謝罪をしない、損害賠償を払わないという加害者がおり、それによって被害者等がどれだけ大変な思いをするのかということや、とても生きにくい現状であることを知ってもらいたい。
- 刑の執行等の初期段階における被害者等心情等伝達制度や、保護観察等の措置をとるに当たり被害者等の状況を考慮することについて、どの程度被害者等の意見等を聴くのかということを明確にすべきである。また、具体的な賠償計画を立て、賠償に向けた行動を生活行動指針として設定するための規律を規則等で設けることについて、損害賠償を実効あらしめるための施策を実現するような規定ぶりにすべきである。
- 「心情等伝達」とまとめてしまうと、心情等を受刑者等に伝達することが中核であるかのような印象を持たれる可能性があるが、この制度の趣旨は、被害者等から心情等を聴取し、それを矯正処遇等にいかすとともに、

仮釈放等の審査や保護観察にもいかし、その中で被害者が伝えてほしいというものを受刑者等に伝えるということであるので、名称としては「被害者等聴取制度」などとした方がより全体を捉えているのではないか。

## 6 「4 外部通勤作業及び外出・外泊の活用等」について

- 外出・外泊の受け入れ先として、更生保護施設が期待されているが、同施設について、現在の職員の人数や収容率に応じて支払われる仕組みである委託費の構造では、新たに外出・外泊の対象者が加わることにより、負担を強いることが懸念されるため、必要な人員を確保することを含めた財政基盤の強化が必要である。また、民間施設だけに期待するのではなく、国が受け皿を確保するという努力も必要である。

## 7 「5 刑の全部の執行猶予制度の拡充」について

### (1) 保護観察付き執行猶予中の再犯についての執行猶予及び再度の執行猶予を言い渡すことができる刑期（制度概要「一」と「二」関係）

- 犯罪者の改善更生等のためには、社会内処遇の充実が重要であり、特に、仮に少年法における「少年」の上限年齢を引き下げる場合には、18歳及び19歳の者について保護観察付き執行猶予の活用を図ることによる社会内処遇の一層の充実が必要であるところ、これらの制度が導入されれば、現行法制下よりも保護観察付き執行猶予の活用が図られると考えられることから、いずれも採用すべきである。
- これらの制度の導入に反対するものではないが、裁判官の判断が拘束されない以上、保護観察付き執行猶予の言渡しが大きく増えるとは考えにくい上、仮に保護観察に付されても、いわゆる1号観察と異なり、家庭裁判所調査官による調査がなく、対象者の保護者への働き掛けもできないなどの点で、その実効性には疑問がある。

### (2) 猶予期間経過後の執行猶予の取消し（制度概要「三」関係）

- 現在の法制度において、執行猶予の取消しを免れるために不当な裁判の引き延ばしが行われているといったことはなく、運用状況に問題はないから、この制度を導入する必要性はない。裁判を受ける権利行使した結果として長期化することもあり、猶予期間が経過するかどうかは偶然の事情によって起こり得るものであるから、このような法改正は不要である。
- 実務経験上、猶予期間中に再犯に及んで起訴されたものの、公判に長期間を要したために、有罪判決確定が猶予期間経過後になる事案がある。再

犯を理由とする執行猶予の取消しにおいて本質的に重要なのは、猶予期間経過前に再犯に及び、それが裁判により認定・確定されたことであり、再犯の公判に要した期間によって取消しの可否が左右されるのは公平とは言い難い。法改正の必要性は十分にあり、これにより、執行猶予の取消しを免れようとして裁判の遅延を図ることが不可能とは言えない仕組みを改善することにもつながる。

- 猶予期間中の再犯について、本人が否認していて遵守事項違反による執行猶予の取消しが困難な場合には、再犯についての裁判を待つこととなるが、裁判をしたことによって猶予期間が経過してしまい、有罪が認定されても執行猶予を取り消すことができないという事態は望ましくないので、猶予期間経過後の執行猶予の取消しを可能とする制度を設けておくべきだろう。

## 8 「6 罰金の保護観察付き執行猶予の活用」について

### 【量刑に関する考え方について】

- 罰金の執行猶予が罰金の実刑よりも軽いと考えるのであれば、処遇のために軽い量刑をすることになるなど、量刑についての考え方を変えなければいけないことにならうが、低額な罰金刑にも執行猶予を付す運用になるのか検討の必要があり、今のままでは、罰金の執行猶予そのものがほとんど用いられないから、罰金の保護観察付き執行猶予は、活用されないのではないか。
- 仮に当事者の主張・立証に何か変化があれば裁判も変化していく可能性は、一般論としてあり得るところ、量刑の傾向は、一件一件の事例の判断の積み重ねによって形成されていく性質のものであると考えられる。
- 法律上執行猶予とができるような一定額以下の罰金事案は類型的に行行為責任が小さいといえ、執行を猶予することが許容されず必ず実刑としなければならないという事案は多くないと考えられることから、罰金について実刑も執行猶予も選択可能な事案は十分観念できると思われる。今後、実務において、罰金の保護観察付き執行猶予の有用性に対する理解が深まり、主張立証内容が変われば、その活用がなされることも期待できる。
- 自由刑の実刑と執行猶予との差に比べると罰金の実刑と執行猶予との差は小さいと思われるが、やはり差は存在するので、今後、罰金の保護観察付き執行猶予を活用するとなれば、やはり現在の量刑とは異なるものになるのではないか。また、そうした前提に立った上で罰金の保護観察付き執

行猶予の活用を図っていくべきである。

### 【保護観察の実効性について】

- 保護観察を実効性あるものにするためには、遵守事項違反の場合の適切な措置が設けられている必要があるところ、罰金の保護観察付き執行猶予では、遵守事項違反により執行猶予が取り消されたとしても、罰金を払うのみであるため、保護観察の実効性に疑問があり、また、再犯リスクが高まった際に処遇を転換させることなく処遇を終わらせることになる点においても処遇効果に疑問がある。
- 第2分科会では、活用に当たって罰金の多寡を考慮することが議論されたが、罰金額の多寡と当該被疑者の問題性の大きさは、必ずしも相関しないため、罰金額が少額でも問題性が大きいという事案があり得るが、このような事案には、実効的な対処ができないのではないか。
- 18歳及び19歳の者の処分結果の統計と、20歳及び21歳の者の検察庁における処分結果の統計とを比較すると、検察官送致や少年院送致といった比較的重い処分となっていた18歳及び19歳の者は、ほぼ公判請求の対象となり、保護観察処分となっていた18歳及び19歳の者の相当部分も公判請求の対象に、残りの一部が略式手続の対象になるなどと推測できる。このような統計上の比較の観点を踏まえ、罰金の保護観察付き執行猶予の有効性を議論すべきである。
- 18歳又は19歳の者で保護観察処分とされている人員が多い主な罪名は、窃盗、傷害、恐喝、詐欺であるが、これらが成人の刑事事件として扱われた場合、恐喝、詐欺は法定刑に罰金がなく、窃盗については、罰金となるのは基本的には万引き事犯であって、他の態様の窃盗は公判請求又は起訴猶予となる上、罰金となる場合も、20万円以上50万円までの罰金を科されると思われ、相応の威嚇力をもって罰金の保護観察付き執行猶予を活用することが考えられる。傷害についても、20万円以上50万円までの罰金が科されると思われ、一定の暴力犯罪の対象者には暴力防止プログラムが用意されていることや個別の事案における処遇の必要性を踏まえ、保護観察が適する事案については、罰金の保護観察付き執行猶予が適切に活用されると思われる。
- 統計上、18歳又は19歳の者で保護観察処分とされている人員が多い「特別法犯その他」に該当する罪名は、現時点では不明であるが、特別法違反のうち、検察官としての実務経験上、若年者に比較的多いと思われる罪名は、迷惑防止条例違反、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反、児

童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反であり、起訴した場合、相当部分が罰金となり、その罰金額は20万円以上であるのが通常と思われる。このような罰金であれば相応の威嚇力があると思われるため、個別の事案における処遇の必要性を踏まえ、保護観察が適する事案については、罰金の保護観察付き執行猶予が適切に活用されると思われる。

- 18歳及び19歳の者と同様の傾向を示すと考えられる20歳及び21歳の者についての統計上、司法統計の「特別法犯その他」に該当する罪名のうち、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反、青少年保護育成条例違反、地方公共団体条例（公安条例及び青少年保護育成条例以外の条例）違反がその大部分を占めることが確認でき、最後のものは、実務経験上、その大半が迷惑防止条例違反であると思われるので、それらの四つの特別法違反が、「特別法犯その他」の大部分を占めているものと考えられる。そして、これらが罰金刑となる場合、実務経験上、20万円以上の罰金になるものが多いと考えられることから、罰金額の点からして、社会内処遇における心理的強制として相応の効果があることが期待できる。
- 罰金刑とは、金銭的な痛みによって行為者を法的に非難し、将来の再犯を防止する効果を持つものであり、それ自体刑罰として十分な効果がある。20～30万円の罰金額であれば、威嚇力もあり、保護観察付き執行猶予とすることには理由があると考えられる。
- 罚金刑の刑罰としての応報・制裁の効果に疑問があるわけではないが、そもそも、罰金の保護観察付き執行猶予の活用を検討している趣旨は、罰金の実刑では少年法の保護処分と比べて改善更生・再犯防止という観点において不十分ではないかという問題意識があるからである。ところが、罰金の保護観察付き執行猶予では、遵守事項違反があって再犯リスクが高まった時に処遇の転換ではなく、結局お金を支払って終わるだけであることから、その処遇効果に疑問がある。
- 罰金の保護観察付き執行猶予の実効性に関し、遵守事項違反により執行猶予が取消しとなった場合、その後の再犯の際、前科として不利益に考慮される可能性がある点は、遵守事項違反を抑止する一定の効果を有すると考えられる。また、遵守事項違反は飽くまで裁量的な取消事由であるため、遵守事項違反があったとしても、常に罰金を払っておしまいになるわけではなく、違反内容や背景等の具体的な事情を勘案し、執行猶予を取り消さず

に、更に保護観察を継続することが適當と評価し得る場合もあり得る。

- 保護観察の現場では、遵守事項違反があっても直ちに執行猶予を取り消すようなことはしておらず、社会内処遇を懸命に継続する中で、どうしても更生が難しいときに最後の手段として執行猶予を取り消すという運用がなされている。自由刑の保護観察付き執行猶予であれば、そのようにして執行猶予が取り消されると、対象者が刑事施設に収容され、その後も、生活環境の調整、仮釈放の中での更生に向けた処遇を継続していくことになる。これに対し、罰金の保護観察付き執行猶予は、最後の手段として執行猶予を取り消しても、罰金を支払わせて、そこで処遇も終わるため、やはり、その処遇効果に疑問がある。

### 【手続等について】

- 略式手続では、保護観察が適當な事案の選別ができないのではないか。
- 公判請求すれば適切な事案が選別できると考えるとしても、そもそも保護観察が付されるか否かは裁判所の裁量であり、検察官の求刑どおりに保護観察が付かない可能性もあるし、公判請求される被疑者の負担が大きくなるだけなのではないか。
- 必要な事案において公判請求を行うとしても、身柄事件の場合、勾留期間は最大20日間に限られ、保護観察を付けるべき事案かどうかの調査を行う時間的余裕がないため、適切に事案を選別することは困難と思われる。さらに、公判請求を行えば、身柄拘束が続くことや、保釈を活用するとしても保釈金を支払わなければならない問題もある。
- 罰金の保護観察付き執行猶予についても、刑事裁判所が、家庭裁判所の調査を踏まえてどのような処遇が適切かを考えた上で保護観察に付すことができるような仕組みを検討すべきである。
- 罰金の保護観察付き執行猶予の活用のために保護観察所及び少年鑑別所の調査機能を活用する場合、現行少年法で行われている健全育成目的の家庭裁判所調査官による調査とは異なり、刑事手続において、保護観察付き執行猶予の有用性・相当性を主張・立証するための調査となるため、調査に当たっては、黙秘権の告知などの十分な規律がなされるべきではないか。

### 【対象者について】

- 罰金の保護観察付き執行猶予の対象者のイメージとしては、例えば、罰金相当のもののうち、本人の生活状況等に非常に問題があり更生に支障が見込まれる場合や、対象者が不就労のため執行猶予が取り消された場合に

不納付となる可能性があり、保護観察において就労支援を行うことが有効な場合などが考えられる。

- 第2分科会の議論を踏まえると、罰金の保護観察付き執行猶予の活用対象は、罰金相当の事案のうち、本人の資質や環境等に問題があり、保護観察に服させれば問題の解決が図られ改善更生・再犯防止につながる可能性があるなど、保護観察に付することに積極的な処遇手段としての意義が認められる事案で、対象者本人にも改善更生に向けた意思がある場合などが考えられ、例えば、傷害事案で、犯行の背景に共犯者との交友関係があり、対象者がその交友関係を見直す意思があるなど改善更生に意欲があるような場合や、万引き事案で、対象者がパチンコにより困窮したことが原因であり、対象者にパチンコをやめるなど改善更生に意欲があるような場合、盜撮による迷惑防止条例違反を繰り返している事案で、性犯罪者処遇プログラムの効果が見込まれるような場合などが考えられる。

### 【その他】

- 民法の成年年齢が引き下げられた以上、18歳及び19歳の者に対して行為責任を超えた処分をすることは国家による介入の限度を超えており、許容され難いと考えるとすると、罰金の事案の場合、行為責任としては罰金刑が相当であるとされる以上、罰金の実刑やその保護観察付き執行猶予を超える制約を伴う処分、例えば、少年法の少年院送致のような施設収容処分を行うことには問題があると言わざるを得ないように思われる。
- これまで保護処分を受けていた18歳及び19歳の者について、漏れることなく対応できるか、罰金となる者で何らかの処遇が必要なものうち、どの程度が罰金の保護観察付き執行猶予となるのか、例えば、第2分科会において活用が考えられるとされた典型例のような事案はどれくらいあるのか、それ以外の事案への対応はどうするのか、といったことが課題である。
- 罰金相当の事案は、類型的に行行為責任が小さいため、罰金の保護観察付き執行猶予を選択する際には、行為責任の程度のみが決定的な基準ではなく、むしろ直ちに金銭的な負担を科す必要性が乏しく、かつ、保護観察に付することにより再犯防止が十分に期待できるかといった特別予防的な観点が重要な基準となる。罰金の保護観察付き執行猶予は、そのような観点からそれにふさわしいものに限って選択されるべきものであり、従来少年として保護観察に付されていた者が罰金刑になる場合に、漏れなく保護観察付き執行猶予にするべきということにはならない。
- 不起訴処分の場合には新たな処分を設けることを検討しているのに対

し、それよりも重い処分であるはずの罰金の場合について、活用されるか否かやその実効性に疑問がある保護観察付き執行猶予の制度を検討するのみでは、全体的な制度設計としてバランスが悪いのではないか。

- 18歳及び19歳の者について、「若年者に対する新たな処分」という特則を設けるのであれば、例えば、罰金を科す場合にも、原則として保護観察付き執行猶予にするなど18歳及び19歳の者の特性に鑑みた特則を設けることも検討に値するのではないか。
- 罰金の保護観察付き執行猶予を活用することとなれば、時間がたってから執行猶予が取り消され罰金を徴収することとなるなどの実務への影響を懸念して罰金の保護観察付き執行猶予が活用されないことも考えられる。法改正せず運用により活用を促進するというのでは、やや心もとないのではないか。また、起訴猶予の層に対する措置の内容次第では、その措置の予防的効果への期待が、起訴・不起訴の判断、罰金の保護観察付き執行猶予の活用にも影響し得ると思われる。
- 保護観察付き執行猶予における保護観察は、飽くまで刑の付隨処分であるところ、主たる刑が財産刑である罰金刑の場合に、付隨処分である保護観察において、収容鑑別や宿泊義務付けという程度の高い自由の制約を認めるということが許容されるのかという点は、慎重に議論する必要がある。

## 9 「7 刑の執行猶予中の保護観察の仮解除の活用促進等」について

- 保護観察付き執行猶予となった者の保護観察の仮解除の主体を変更することによりその活用の促進を図ろうとする制度については、これまでの検討において、必要性・有用性についての認識が共有されており、理論的な問題も見当たらないことから、十分に実現可能な改正であり、制度化された場合には、改正の趣旨に沿った適切な運用を期待したい。
- 本解除の導入について、判決後の事情により保護観察を継続する必要性がなくなったとして、裁判内容を事後的に変更して保護観察を解除することが許容されるのか保護観察を付す裁判の法的性格について複数の考え方がある中で、保護観察は、行為責任の観点とは全く関係なく、保護観察所による指導監督及び補導援護が必要な者に付すべきものであって、裁判後の改善更生の状況に応じて解除することも許容されると言い切れるのかについては、なお十分な検討が必要である。

また、本解除をしたとしても猶予期間は残ることになり、効果の面から必要性についても検討する必要があるほか、本解除を認める主体、要件、手続等についても、理論的観点・実務的観点から様々な検討を加える必要

があり、検討課題が多く残されているという印象である。

- 本解除を認めることとする制度の導入について、裁判実務では、保護観察に付す場合の執行猶予期間をどのように定めるかについて、保護観察に付すか否かとは切り離して執行猶予期間を定めるという考え方と、保護観察に付すことを考慮した上で執行猶予期間を定めるという考え方があると思われ、仮に後者の考え方方に立つと、執行猶予期間は保護観察の有無と連動してくることになるので、執行猶予期間と切り離して保護観察を解除することは許されるのかという問題も出てくるため、このような実務的な問題についても慎重な検討が必要になる。
- 本解除を認めることとする制度については、理論面や制度設計面のほか、必要性や実務的観点からも課題が多く残されていることから、まずは、仮解除について、主体を変更する制度改正を行い、活用促進に努めていくこととし、その運用状況を踏まえた上で、更に本解除を認めるべき必要性を見極めつつ、別の機会に改めて検討すべきである。
- 仮解除の活用による効果を見極め、将来本解除の導入について更に検討するためにも、仮解除が改正の趣旨に照らして適切に運用される必要があり、そのような運用がなされるよう当局に強く求めたい。

## 10 「8－1 保護観察における新たな処遇手法の開発、特別遵守事項の類型の追加等」について

- (1) 更生保護施設が行うプログラムの受講等を特別遵守事項の類型に追加することについて（制度・施策概要「二」関係）
- 更生保護施設が行うプログラムの受講等を特別遵守事項の類型に追加することについて、補導援護として提供されるこのようなプログラムを受けることが指導監督の内容である特別遵守事項を履行することになるが、更生保護施設と指導監督を担う保護観察官が連携を密にすることは容易ではなく、プログラムを受講する者の中には、特別遵守事項として義務付けられている者と義務付けられていない者が混在することになるので、両者を別々にしてプログラムを提供するなど、同施設の補導援護機能を害さないような配慮が必要であり、さらに、仮に更生保護施設が行うプログラムの受講等を特別遵守事項の類型に追加するのであれば、従来の専門的処遇との違いが明確になるよう慎重な規定ぶりにしなければならない。
- 多くの更生保護施設で非常に進んだ薬物処遇等が行われているところ、更生保護施設で行うプログラムの受講等を特別遵守事項で義務付けるための制度は、一定の基準を設けた上で、それに適合するとして法務大臣が指

定した処遇に限定することになっているため、この制度の下で運用していくことで、より望ましい社会内処遇が行われるのではないか。

(2) **更生保護施設への宿泊の義務付けについて（制度・施策概要「三」関係）**

- 更生保護施設への宿泊の義務付けについて、根拠規定となる更生保護法第51条第2項第5号は、立法過程において仮釈放者と保護観察付執行猶予者の法的地位の違いに伴う考慮が必要であるとの観点からの議論はなされなかったものの、同号は主に仮釈放者を対象として限定された範囲で運用されてきたと承知している。猶予期間は仮釈放期間よりも相当長期に及ぶことになるので、保護観察所の長に宿泊義務付けの期間の判断を委ねてよいのか、仮に裁判所に判断を委ねるとした場合に裁判所がそのような判断を的確にできるのかという疑問があり、運用が難しいということであれば、法律の規定自体を見直す必要があるのではないか。
- 仮釈放者の場合であれば、行く先は限定されていて、調整も可能であるが、保護観察付きの執行猶予判決を出すとき、どの更生保護施設に空きがあり、体制が整っているのか等を調整した上で判決が出されるわけはないので、裁判所が宿泊先の施設まで設定するのは実際に難しいのではないか。また、保護観察付全部執行猶予者については、保護観察期間がかなり長期にわたることから、裁判所が宿泊義務付けの期間を適切に定めることが重要となるが、裁判所が公判に提出された証拠資料に基づいて適切に期間を設定できるのか疑問がある。
- 更生保護施設への宿泊義務付けは、身体拘束と評価すべきであり、保護観察処分少年や「若年者に対する新たな処分」における保護観察の対象者については、その法的地位に鑑み、宿泊義務付けの対象とすることは相当でないと思われることから、保護観察の種別を区別して検討することが必要である。
- 仮に当該義務付けが身体拘束には当たらないとしても、対象者の意思にかかわらず国が指定した特定の場所に義務付けが可能であり、居住・移転の自由に対する高度の制約であることから、保護観察処分少年、「若年者に対する新たな処分」の対象者、罰金の保護観察付執行猶予者については、当該義務付けの対象から除外すべきである。
- 18歳及び19歳の者については、少年専用の更生保護施設の数に限りがあることや他の成人と接触した際の悪影響が懸念されることなどから、現実的に更生保護施設で受入れが可能かという問題もある。
- 過去に保護観察の種別に応じて異なる法律であったところ、必要性があ

って統一的な更生保護法を制定したという経緯から、保護観察の実施過程における統一性は保っておく意義があり、あえて保護観察の種別による区分を設ける必要性は乏しいと考えられる。

- 保護観察対象者については、その種別を問わず、社会内処遇の性質上、一般遵守事項として、届け出た住居等に居住することが義務付けられているところ、特別遵守事項による施設への宿泊義務付けについても、一般遵守事項による居住の義務付けと同じような制限である上、再犯防止及び改善更生を図るために特定の場所に宿泊しながら指導監督を受ける必要性が高い対象者に限って設定されるものである。現在はその宿泊場所として自立更生促進センターに限って運用されているにすぎないが、同センターからの出入りは自由であり、社会に出て就労その他の活動をすることが可能であるため、身体拘束には当たらない。
- 対象者をそのまま家に帰すと、環境が悪いため再犯等に及ぶおそれがあるケース等において、更生保護施設に少し宿泊し、規則正しい生活をするようにしていくということも、選択肢としてあり得るのではないか。確実に更生につながるためには何が必要かということを考えていくことが適當ではないか。
- 更生保護施設への宿泊義務付けについては、保護観察付き執行猶予や保護観察処分になった場合であっても、生活が乱れ、保護観察官の指導に従わなくなることはあり得ることであり、遵守事項違反による執行猶予の取消しや施設送致申請という方向に進む前に、不良交遊を遮断し、生活を立て直すための機会を認めることによって、矯正施設への収容を回避しつつ、社会内で改善更生を図っていくという点で望ましく、保護観察付執行猶予者や保護観察処分少年を宿泊義務付けの対象にする必要性は高いと考えられる。
- 対象者が社会に戻る際、家庭環境、親の考え方、地域の仲間といった環境が犯罪や非行に及んだときと同じ場合があり、これら環境に問題があるときに、ある程度の期間、更生保護施設に宿泊をさせて、一定の生活習慣を身に付けさせることは極めて大事である。社会の中において悪い環境であるが故に再び犯罪や非行をすることは、対象者の更生の芽を摘むことになってしまうので、これを防ぐ目的で更生保護施設へ宿泊をさせることは、対象者が健全に生きていくためであり、社会のためでもある。これは制約や身柄拘束に当たらないと思うので、もっと更生保護施設を活用すべきである。
- 現行の更生保護法では、宿泊の義務付けを含む特別遵守事項の設定に当

たっては、保護観察所の判断のみで行うことはできず、裁判所の意見を聞き、その意見に基づき設定することとされているため、今後更生保護施設への宿泊を伴う指導監督を遵守事項とする運用を開始したとしても、遵守事項の設定は適切に行われる所以、現行法の規定を見直す必要はないと考える。

- 特別遵守事項を設定するに当たって、裁判所の意見が非常に抽象的で概括的なもので保護観察所が自由に長期的な宿泊義務付け等を行うことができる所以あれば、保護観察対象者の地位等によって大きな問題が出てくる。

#### 1.1 「8-2 犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実等」について

- 被害者への謝罪や損害賠償について生活行動指針として設定するだけでは十分でなく、特別遵守事項として設定することができるようにする必要がある。

#### 1.2 「8-3 保護観察における少年鑑別所の調査機能の活用」について

- 保護観察所の長が、仮釈放者又は保護観察付執行猶予者について、処遇を見直す場合に、収容して、少年鑑別所の長に対して鑑別を求めるることは、身体拘束を伴う不利益な処分であるので、執行猶予の取消しを回避するという有利な方向に働く場合に限定してこれを使うのであれば、許容されるかもしれないが、10日間収容して鑑別をした上で執行猶予を取り消すような方向でこれを使うということは、非常に問題が多いと考える。
- 保護観察の処遇を見直す場合の収容を伴う鑑別について、第3分科会においては、そのままでは保護観察の継続が困難であって、仮釈放や執行猶予の取消しが考えられるような程度に深刻な事態になった場合に、その処遇を見直して社会内の処遇が継続できるようにするための制度という位置付けであったと理解しており、そのような場面設定で議論等の取りまとめがなされたと理解している。
- 保護観察の処遇の見直しのために収容を伴う鑑別を行うという規定ぶりでは、矯正施設への収容を可能な限り回避し、保護観察を継続するための措置であるという趣旨が退いてしまうことから、この趣旨を明確にすべきである。また、仮釈放者と比べて保護観察付執行猶予者はより慎重な対応が必要であることを踏まえ、両者について分けて規定すべきである。
- 収容を伴う鑑別制度を活用することにより、保護観察を効果的なものとし、改善更生につながることになるので、これを設ける意義は大きいが、

要件について、執行猶予の取消しの申出をするか否かの調査に必要な場合等に限定してしまうと、制度自体があまり利用されないこととなり、結局収容鑑別によって保護観察が見直されて継続するという機会をつぶしてしまうのではないか。

- 仮釈放者や保護観察付執行猶予者については、年齢層が相当広範に及ぶことや、犯罪傾向も相当差があると思われるため、仮にこれらの者を少年鑑別所に収容する場合には、観護措置として収容されている少年に影響を与えないよう、対象者の選別や居室の分離等に関して十分な検討が必要である。
- 保護観察は、対象者の身体拘束をしない処分であるので、遵守事項違反という明確な基準がない中、処遇の見直しの必要性という理由で10日間の身体拘束が許容されるか慎重な検討が必要である。また、保護観察官による呼出しや引致・留置という現行制度に加えて新たな制度を設ける必要性があるのかについて慎重な検討が必要である。
- 少年年齢が引き下がった場合の18歳及び19歳の者に対しては、積極的に保護観察に付することになり得ると思われるが、保護観察付執行猶予者については、少年審判過程で詳細な資料が得られる保護観察処分少年と比較して、保護観察開始時に得られる情報が少ないとから、特別遵守事項の設定などの参考になるよう、少年鑑別所の鑑別を求めるることは必要かつ有効である。

### 13 「9 若年者に対する新たな処分」について

#### (1) 全般的な意見

##### 【若年者に対する新たな処分（以下「新たな処分」という。）の性質】

- 新たな処分の性質は刑事処分というほかなく、刑事処分をするために保護処分の手続を用いることに問題がある。
- 新たな処分は、新たな社会内刑罰、教育目的、改善更生目的の刑罰のようなものを導入することになると想るので、単純に政策的必要性のみで、18歳、19歳には妥当するということではなく、処分の性質・目的について、もう一步深めて議論をする必要がある。
- 刑罰というレッテル貼りの不利益を回避しながら、再犯防止、改善更生を実現することも十分に可能であり、刑罰とは異なった処分として新たな処分を制度設計することは、理論的には問題がないと考える。対象者に不利益を課すものであるが、責任主義ないし侵害原理の範囲内であれば、この点も正当化できると考える。

- 通説とされる相対的応報刑論によれば、刑罰は、応報・非難の伝達と、一般予防、特別予防を目的とするものである。これに対し、新たな処分は、応報を目的とするものではなく、対象者の改善更生を目的とするものであって、刑罰とは異なる性質の処分である。
- 保安処分を、犯罪者等に対して犯罪予防のために科す刑罰以外の保護、教育、矯正、治療等の強制処分などと定義した場合、新たな処分は保安処分と共に通する性質のものとなるのではないか。
- 新たな処分の目的が特別予防や再犯防止にあるのであれば、実質的には治安や社会防衛上の観点が優先され、行為責任を超えるような処分まで課されてしまうなど、人権侵害を引き起こすことにならないかという点を考慮する必要がある。
- 新たな処分については、対象が少年ではなく成人であり、目的も少年法の健全育成とは異なるものになると考えられ、手段も少年法の保護処分のように教育的方法に限定されなくなる可能性がある。成人に対する保安処分として許容されないのでないかという問題がある。
- 「保安処分」という言葉は様々な意味で用いられており、新たな処分が保安処分に当たるか否かという検討をしたとしても、議論が深まるものではない。新たな処分に問題があるということであれば、具体的実質的な点で議論を進めることが有益である。
- 新たな処分は行為責任の範囲内でのみ正当化され、その範囲内においてのみ処分を行うものであり、仕組みとしても裁判所が対象者の犯罪事実を認定し、その上で処分が課されるものと想定されており、裁判所においてこのような枠組みに従い、対象者の犯罪事実を認定し、その行為責任に照らして許容される範囲内で処分をするものであるから、新たな処分の制度は、対象者の改善更生という目的が重視されることによって対象者の行為責任を超えた処分がなされるおそれのある制度ではない。

#### 【18歳及び19歳の者を対象とする制度とするか】

- 18歳及び19歳の者を20歳以上の成人と区別して取り扱うことを正当化できるような、合理的な目的や処分の法的性質を検討すべきである。
- 18歳及び19歳の者を新たな処分の対象者とすることについて、これまで18歳及び19歳の者が保護処分の対象とされてきたという説明はされているが、そのような説明で区別が正当化されるのか検討する必要がある。
- 18歳及び19歳の者のうち、比較的軽微な事案で公訴提起がされなか

ったものだけを対象とすることの正当化根拠が説明されておらず、20歳以上の者と18歳及び19歳の者とを区別する正当化根拠はいまだ十分ではない。

- 新たな処分のような、訴追を必要としない者に対して一定の処遇を行う制度が成人一般に対してできるのかという議論を踏まえた上で、18歳及び19歳の者に対する制度として正当化できるのかという検討をする必要がある。
- 18歳及び19歳の者は、これまで少年法の適用対象とされて守られてきており、少年の上限年齢が引き下げられたとしてもそれらの年齢の者を考えなければならないとして新たな処分の制度が設けられるのであるから、その対象者を18歳及び19歳の者に限ることは自然なことであるし、限られて当然であると思われる。また、家庭裁判所においてしっかり事実認定をすることが18歳及び19歳の者の健全育成に資することとなる。
- 新たな処分の制度は、基本的な方向性としては適切な制度設計がなされている。18歳及び19歳の年齢層の者について、犯罪傾向が進んでおらず軽微な犯罪を行った段階で働き掛けを行うことは改善更生・再犯防止に効果的であって刑事政策上重要な意義を持つのであり、新たな処分の制度は、これらの者に対するものとしてふさわしい制度である。
- 新たな処分は、侵害原理を正当化根拠とし、その範囲内で対象者の改善更生を図って再犯を防止することを目的とするものであるところ、18歳及び19歳の者は20歳以上の者より相対的に見て可塑性に富むことが多く、軽微な犯罪に及んだものの犯罪傾向が進んでいないという段階で働き掛けを行うことによってその改善更生を図る余地が相対的には大きいと考えられ、また、従前の制度の存在に照らしても処遇効果が見込まれることから、18歳及び19歳の者を新たな処分の対象とする合理性が認められ、また、新たな処分やそのための手続の対象となることによって生じる負担も正当化できる。
- 大人が犯罪をした場合、健全育成に代わる目的で処分等を行うことはあり得るのではないか。少年の上限年齢が引き下がった場合、18歳、19歳の者が軽い犯罪を起こしたときに、調査や家庭裁判所による働き掛けを行っても問題が生じるとは思えない。
- 18歳及び19歳の者の処遇の議論の前提として、必ずしも成人一般についての問題が出てくるとは限らない。
- 成人一般についても、新たな処分は、行為責任の枠内で正当化が図られ

るものであるから、仮に成人一般について導入するとしても理論的には問題がないと思われる。飽くまで、立法政策の問題として、特に再犯予防の効果が高く、特に必要性の高い18歳及び19歳の者に限って新たな処分を導入することの当否の観点から検討する必要がある。

- 相当程度の手続負担を課した上で、刑罰とは異なる新たな処分を行うという制度が、18歳、19歳のみならず、20歳以上にまで正当化できるかという点については、根拠が十分でないと考える。仮に、20歳以上に対しても可能な制度として検討するのであれば、これまでの議論とは前提が異なるため、より慎重な検討が必要であると考える。

#### 【起訴猶予とされた者を対象とする制度とするか】

- 新たな処分は、18歳及び19歳の者が成人となった場合、罪を犯したこれらの者に対しては刑事処分によって対応するという取扱いを前提として、起訴猶予となって刑事処分がなされないこれらの者に対して処遇が行われなくなるという懸念があったことから、起訴猶予と判断された者を対象とする制度として検討されてきたものである。
- 18歳及び19歳の者が成人となった場合、刑事処分が原則となることを前提に制度を考えることは適当である。そして、検察官は、現在でも、起訴・不起訴の判断に当たり、再犯の危険性や再犯をどのように防止するかといったことも考えているのであるから、新たな処分の制度ができて有効に機能するのであれば、そのことが検察官の訴追裁量権の行使に影響を与えると思われるため、起訴・不起訴の判断において、実質的にはこれまで罰金が科されていた者を新たな処分の対象に振り分けることは十分にあり得る。また、起訴・不起訴の判断が検察官の専権だとしても、本人の資質や環境などの点から再犯のおそれの程度、その対応方法というような問題になると、家庭裁判所の調査・審判などが非常に有効に機能するから、それぞれの専門性を十分発揮できるよう、新たな処分の対象者についての振り分けを制度として考えていくことが非常に大事である。
- 新たな処分の制度としては、制度概要に記載されているもののほか、検察官に、公判請求、略式起訴、起訴猶予、新たな処分の手続の中から処分を選択する裁量を認めるものとすることも考えられる。また、検察官において行為責任の観点から刑事処分しか考えられない事案は公判請求をし、それ以外の事案については家庭裁判所の手続に付すこととして、家庭裁判所が特別予防の必要性の方が高いと判断した場合には新たな処分を行い、刑事処分相当とした場合には検察官に逆送する制度とすることも考えられ

る。今後、このようなことも含め、新たな処分の対象者について検討すべきである。

- 現在までの当部会で検討されている措置のうち、自由刑の実刑よりも軽い刑罰についての対応措置がやや心もとなく、実効性の観点から疑問がある。新たな処分の対象者については、起訴猶予とされた者に限らず、これまでであれば罰金等が科されていたような事案で、問題性が高く、刑罰よりも処遇を優先すべきものも含むことができる制度とすることが必要ではないか。
- 現在検討している制度案ではなく、検察官において、処分保留のまま、全件を家庭裁判所に送致し、家庭裁判所において調査を実施した上で、全件を検察官に逆送するという仕組みの方が、家庭裁判所による調査結果を刑事裁判で活用できるほか、調査の過程での教育的働き掛けの効果も期待できる点で、全体として、処遇を一層充実させるという要請に応えるものになるのではないか。
- これまでの議論では、検察官が要保護性に関する判断を行うことは基本的に難しく、家庭裁判所が行うべきであるとされてきたのであり、検察官が要保護性を判断する仕組みとすることは難しいと思われる。
- 対象者を起訴猶予とされた者に限らず、例えば罰金相当の者まで含めることとする場合、新たな処分の趣旨・目的・性質、刑罰の対象となる者と新たな処分の対象となる者を分ける制度上の基準・考え方、罪を犯した成人に対して刑罰の対象とならない場合を設ける必要性・許容性などを検討する必要がある。また、仕組みとしても、家庭裁判所から検察官への送致及び刑事裁判所から家庭裁判所への移送の仕組みの要否などを検討する必要があるとともに、検察審査会との関係について、対象者を起訴猶予と判断されたものに限る場合とは別の問題が生じると思われる。
- 新たな処分は、刑罰が相当な事案は刑罰に処されることを前提として議論されてきているところ、これについて罰金相当の者も含めるのであれば新たな検討が必要になると思われるが、そのような制度とすることは難しいのではないか。

#### 【どのような対象者を想定した制度とするか】

- 18歳及び19歳の者に対する家庭裁判所の処分は審判不開始と不処分で6割弱、20歳及び21歳の者に対する検察の処分では起訴猶予が5割弱であることから、新たな処分の対象は現行の審判不開始や不処分に相当する層であると考えられる。このように軽微な事案について、どこまでの

措置が許容されるか、これらが現在ほとんど観護措置もとられていない事案であることも含め、検討すべきである。

- 新たな処分の対象は、現行であれば不処分・審判不開始となる者も含まれるだろうが、そのような軽微な事案を犯した者に限らず、保護観察や少年院送致等の保護処分になっている者も含まれ得るということも確認しておく必要がある。
- 新たな処分の対象者については更に詰めて検討すべきであり、例えば、行為責任の軽い類型に限らず、特別予防的な観点から新たな処分による処遇が望ましいと判断される者は、訴追をせずに広く新たな処分の対象にするということになれば、処分についての考え方も幅をもってくると思われるが、行為責任の軽い類型だけを対象とするのであれば異なる結論となる。

### 【その他】

- 新たな処分における処分の内容や手続的な負担も踏まえ、18歳及び19歳の者が起訴された場合と起訴猶予とされた場合とで、全体の仕組みとしてバランスが取れるのかという観点からも検討する必要がある。
- 仮に、新たな処分とともに、起訴猶予等に伴う再犯防止措置も導入する場合、検察官が刑罰相当と考える場合には公訴提起、新たな処分相当と考える場合には家庭裁判所送致、新たな処分までは必要ないものの一定の再犯防止のための措置が必要な場合には守るべき事項を設定して起訴猶予とするものとして、いずれの手続に付するかを検察官の裁量に委ねることが望ましい。
- 18歳、19歳について、健全育成目的や類似の目的を定めて構築するのであれば正当化できると思われるが、その場合、起訴されない事案にのみ、そのような目的による処分を設けるのではなく、起訴される事案も含めて、18歳、19歳については、特別な配慮が必要になるとして、他の成人とは異なる特別な制度を設けることが必要になるのではないか。

### (2) 対象者（制度概要「一」関係）

- 性犯罪等の被害者がその精神的負担のゆえに捜査・公判に協力するのが困難であることを理由の一つとして起訴猶予とされる場合、それによって、出廷・証言の可能性や精神的負担など手続継続に伴う負担から解放されたはずであるのに、このような事案を本処分の手続の対象とすべきであるのかは慎重に考える必要がある。
- 被害者との和解が成立したり、被害者が裁判に出たくないと述べている

場合であっても、被害者としては当然のことながら加害者には二度と犯罪をしてほしくないと考えているものと思われる。また、そのような罪を犯した者の中には問題性が高く、再犯に至るおそれが相当程度高いものが含まれると思われ、こうした者に何らの対応もとらないとなると制度に抜け穴を作ることになってしまうことから、そのような場合も新たな処分の対象とするか、又は、新たな処分の対象から外すとしても起訴猶予に伴う再犯防止措置など別の制度で対応することとするか、検討する必要がある。

- 起訴猶予となった理由が、性犯罪等の被害者がその精神的負担のゆえに捜査・公判に協力するのが困難であることがある事案を新たな処分の対象としないといった例外を設けるとしても、明確な基準を設けなければ、検察官の広い裁量を認めることとなるおそれがある。
- 18歳及び19歳の者を微罪処分の対象とし、新たな処分の対象とはしないものとしてよいのか否かについて検討する必要がある。
- 微罪処分の対象事件と簡易送致の対象事件とは重なっている部分も多く、簡易送致された者の多くが調査を経ることなく審判不開始とされていること等から、微罪処分の対象者の多くは審判不開始となると考えられる。それにもかかわらず、微罪処分相当の者をあえて検察官に送致して、公訴を提起しないとの判断を経て、家庭裁判所の手続に乗せることとする必要があるのか疑問である。
- 仮に、少年法の適用対象年齢を引き下げるとした場合には、交通事件を起こした若年者についても、その特性に応じた処遇を漏れなく実施できるような制度設計を行う必要がある。

### (3) 調査（制度概要「ニ1」関係）

#### 【必要性について】

- 新たな処分の制度は、家庭裁判所における対象者の調査や試験観察を行うことができるものであり、ノウハウを有する家庭裁判所の人的資源を18歳及び19歳の処遇に関わらせる点において意義がある。
- 死亡事件を犯した少年は、軽微な犯罪からエスカレートしていく、死亡事件を起こすに至る者が多いことから、18歳及び19歳の者が軽微な犯罪を犯した段階で、それらの者に対して丁寧に調査を行い、その者にとって何がいいのかを考えることはとても大事なことであると思われる。
- 加害少年の中には、軽微な犯罪から少しづつエスカレートして死亡事件を起こしている者もいるので、犯罪傾向が進んでいない初期の段階にある18歳、19歳を放置するのではなく、改善更生の働き掛けや調査を行う

ことは、強制的な不利益処分やプライバシー侵害という側面も確かにあると思うが、そうした働き掛けが、犯罪のエスカレートを防ぐことに繋がるということは、多くの方が理解するのではないか。

### 【許容性について】

- 新たな処分の対象者について、憲法31条や38条1項の趣旨からすれば、調査の段階においても、黙秘権の告知が不可欠である。
- 成人に対して、犯罪的危険性と矯正可能性を詳細に調査する制度は我が国になく、仮にそのような調査が許されるとすれば、罪を犯したということが前提でなければならないと思われる。
- 家庭裁判所の調査は、幅広い者に対して、プライバシーに深く立ち入った内容についても行われる点と、調査の結果が終局決定に直結する点で、捜査機関が情状面に関して行う捜査と目的が異なり、質的にも異なるものであり、また、少年に対する調査の際には一種の処遇も行われている。そして、調査が法的には任意のものであっても、調査に応じないことは实际上難しいと思われる。このように考えると、家庭裁判所の調査は犯罪事実を認定した後に行うことにはせざるを得ないのではないか。
- 新たな処分の手続が、裁判所が事実の調査をした上で調査命令を発し、その後審判を開いて最終的に事実認定をするというものであるとすると、最終的な事実認定手続の前に調査官による調査を行うものとすることが、無罪推定の原則と抵触しないか、検討すべきである。
- 今の制度設計を見ると、無罪の推定が働く状況において、裁判所による調査や働き掛けが行われ、手続の過程で対象者の負担が重くなっているのではないか。
- 無罪推定の原則は、国側が犯罪なり非行なりの成立要件を合理的な疑いを超えて立証しなければ、裁判として刑罰や不利益処分を言い渡してはならないというものであるため、起訴猶予になった人々を対象に、犯罪予防の処分なり措置をするという場面で、それが適用される原則であるのかを意識しながら論じるべきである。
- 現在の少年審判手続においては、なるべく早期に調査を開始し、必要な働き掛けを行うことが、少年の改善教育にとって効果的である一方で、非行事実を行っていない場合には、少年に対して不必要的権利侵害をもたらすことになるので、そのバランスをとるという観点から、非行事実が存在することについての蓋然的な心証が得られることを要求している。新たな処分においても、少年と同様に、なるべく早期に調査を開始し、必要な働

き掛けを行うことは、対象者の改善更生にとって効果的であり、十分に正当化できる。

- ◎ 保護処分の場合は、少年法が規定する健全育成目的に基づく少年のための処分であるからこそ、プライバシーに深く関わる調査が許されるのに対して、新たな処分は、社会防衛の目的が強いので、そのための調査は限定的にならざるを得ないのではないか。
- ◎ 新たな処分についても、対象者の要保護性に応じて処分を行うのであり、そのために調査が必要となるのであるから、調査の目的からすれば、現在の少年保護手続における調査と同程度のことが、新たな処分における調査についてもできるのではないか。
- ◎ 新たな処分については、本人の改善更生を無視して、社会の安全を守るためにだけの教育も処遇もしない処分を検討しているわけではないことは、確認しておきたい。
- ◎ 再犯防止、改善更生と健全育成では、若干のニュアンスの違いはあっても、基本的な方向性として、両者の間に大きな違いはなく、両者を極端に異質な概念として捉えることは、議論の混乱を招くものであり、適切ではない。
- ◎ 伝聞法則等の証拠法則の適用がなく、また、黙秘権の告知や弁護士の選任が必ずしもされることがある中で行われる家庭裁判所の調査が、裁判所による犯罪行為の認定前に行われることについては、成人に対する手続として、適正手続の保障という観点から問題があるのでないか。
- ◎ 適正手続の問題は、新たな処分の手続全体に関わる問題であるが、その場合に、新たな処分が侵害原理に基づき制裁として課されるという点を根拠に手続の在り方を問題とするのであれば、それが妥当するのは、犯罪事実の認定の部分であり、要保護性の調査については、それがなければ処分を課されないという意味で処分を限定する役割を果たすものである以上、妥当しないと思われる。

### 【その他】

- 成人である新たな処分の対象者に対する調査には、これまで少年法の健全育成目的の下での調査の過程で行われていた教育的な働き掛けを同じく行うことが可能か、親に対する働き掛けや指導と同じく行うことが可能かという問題がある。

## (4) 審判時の収容鑑別（制度概要「二 2(ニ)関係」）

### 【必要性及び許容性について】

- 審判時の収容鑑別の措置は、処分を決するために必要であり、対象者の負担が相当と認められる限度で、適正な手続を経てとられるものとされており、許容される制度であると考えられる。
- 新たな処分の対象者が比較的軽微な罪を犯した者であることからすれば、審判時の収容鑑別を設けることの是非やその期間の在り方については、慎重に考えるべきである。
- 20歳以上の者は、起訴猶予とされればその後の収容はおよそあり得ないにもかかわらず、18歳及び19歳の者は、事案が軽微なため起訴猶予とされた場合に、改善更生のための手続における収容が可能となる理由は明らかでなく、収容鑑別の相当性は認め難いし、施設収容処分については更に認め難い。
- 事実認定が行われていない段階において、鑑別の必要性があることだけで収容を正当化することができるのか疑問がある。

### 【期間について】

- 収容鑑別の期間が10日間というのは中途半端である。
- 収容鑑別の期間は10日間とされているところ、対象者に対する過度な負担とはいえないし、明確な基準であるといえ、適切である。

### (5) 罪証隠滅又は逃亡の防止を目的とした身体拘束の措置(制度概要「ニ4」関係)

- 新たな処分の対象者が、訴追を必要としないため公訴を提起しないこととされた者であることからすると、罪証隠滅又は逃走の防止を目的とした身体拘束の措置をとる必要性は類型的に乏しいし、長期間身体拘束をすることは過剰な権利制約となると考えられる。
- 新たな処分の対象者が、訴追を必要としないため公訴を提起しないこととされた者であることからすると、罪証隠滅又は逃走の防止を目的とする身体拘束の措置を設ける「B案」の原則2週間、最大4週間という期間は、過剰な権利制約であると考える。
- 逃亡のおそれがある者に対しては、呼出状・同行状によって対処することができるし、新たな処分の対象者については捜査段階においてある程度捜査が尽くされていると考えられることから、身体拘束をしてまで罪証隠滅を防止する必要性もないと考えられる。
- 現在の実務において、同行状が発付される事例は少なく、また、軽微な

事案で少年が所在不明である場合には審判不開始で事件を終了させることもあるとのことであるから、基本的に現行の審判不開始・不処分とされる事案に相当する者を対象とする新たな処分においては、呼出状・同行状の制度を設けることで足りると思われる。

- 現在の実務において、呼出状を送達することができない場合に緊急同行状で対応しているのであれば、新たな処分においてもそのような仕組みを整備すればよく、そのために逃亡の防止を目的とする身体拘束の措置まで設ける必要はない。
- 現在の実務においては、逃亡のおそれ等を理由として観護措置をとることにより、少年の調査・審判への出席が確保されているところ、新たな処分において、逃亡のおそれ等を理由とする身体拘束の措置を設けないとした場合、仮に、同行状の発付に当たって呼出状の送達が前提とされるのであれば、定まった住居がない場合などに対処ができないこととなるから、そのような点も考慮し、制度設計を検討する必要がある。
- 現在の実務においては、緊急同行状で少年を家庭裁判所に連れてくるだけでなく、その後観護措置をとっているのであり、家庭裁判所に同行するところだけを対処すればよいとは言えないと思われる。

#### (6) 検察官・弁護士の関与（制度概要「二6」関係）

- 検察官関与制度は、対象となる犯罪が法定刑が重いものに限られているところ、新たな処分の対象となる事件が検察官関与制度の対象に当たる可能性は少ない。また、検察官が一旦公訴を提起しないという判断をしたにもかかわらず、検察官が審判に関与する仕組みとするのは不適当ではないか。
- 新たな処分の対象が、比較的軽微な事案であることを踏まえると、家庭裁判所は、捜査段階での刑事記録を前提として、必要な証拠調べを行った上で、自ら判断することは十分に可能であるため、検察官の立会いを求める必要はないと考えられる。
- 検察官関与制度の対象となる犯罪には、窃盗、傷害、詐欺、恐喝など18歳及び19歳の者が犯すことが多い類型のものが含まれており、対象となり得る者は一定数いると思われる。また、少年法の検察官関与制度の趣旨は新たな処分にも同様に当てはまり得ると思われるところ、その趣旨と、一旦起訴を見送った事件について検察官が再度関与することが直ちに矛盾するものでもない。検察官関与制度については、その要否や當否という政策的な観点から検討を加える必要がある。

#### (7) 審判（制度概要「ニ8」関係）

- 成人である18歳及び19歳の者が新たな処分の審判において犯罪事実について争った場合、職権主義に基づく非公開の審判で、予断排除原則や伝聞法則等の適用もなく事実認定されることが、憲法上の適正手続の要請から問題がないか検討する必要がある。

#### (8) 試験観察（制度概要「ニ9」関係）

- 新たな処分における処分の選択肢が保護観察のみであるとすると、試験観察がどの程度、どのような場面で活用されるのか想定し難い。また、処分の選択肢が保護観察のみであるとすると、試験観察の対象とするとかえって権利制約となる側面もあるのではないか。試験観察の制度を設けるべきではないという意見ではないが、その必要性・相当性は慎重に考えるべきである。
- 試験観察については、処遇を実施し得るような内容となっているのであるから、犯罪事実を認定した後に行うことにせざるを得ないのではないか。

#### (9) 施設収容処分（制度概要「三1」関係）

##### 【必要性について】

- 一般論として、家庭裁判所においては、保護観察以外にも処分の選択肢がある中で審理をし、具体的な検討を経て処分内容を選択できる制度の方が、対象者にとって感銘力のある審判を行うことができ、少年の更生に対する姿勢や意欲を引き出すことができる。
- 対象者に対し、積極的に意欲をもって調査を受けさせるためには対象者に緊張感を与え動機付けをし、調査や処分に納得させる必要があり、また、調査等の結果を生かせるだけの処分の選択肢があることも重要であるから、施設収容処分を設けるべきである。
- 審判において社会内処遇か不処分かを選択するだけであれば、そもそも対象者の問題性について深い調査をせずに判断できる場合が多いと思われることから、調査や審理が現行と比べて見劣りするものになってしまい、その結果十分に対象者の問題性に気付けなくなるおそれがある。施設収容処分を設けることによる家庭裁判所の審判、調査の充実は、その後の社会内処遇の充実のためにも重要である。
- 密度の濃い集中的な処遇を施設内で行うことは再犯防止や改善更生のために有効であり、特に若年者については有効である。新たな処分について

も、施設収容処分を設ければ、少年院処遇と全く同じレベルではなくとも、密度の高い集中的な処遇をそれなりに行い、実効性を上げることは可能であると思われる。

- 新たな処分の制度は、新規に創設されるものであるから、保護処分でないなら刑罰であるとか、少年院送致のような施設収容処分はできないと決めつけることは相当ではない。施設収容処分については、必要性と有効性が認められて実績を上げている少年院送致に準じたものを行うことができるか否かという議論であって、正当化されるものであるし、設ける必要性も十分ある。
- 施設収容処分は、少ないとしてもその対象事例があり得る以上は、受皿となる選択肢として設けておくことが政策的にも有効であるから、対象事例が多いか少ないかだけではなく、設けておかなければ不十分な制度となってしまうのではないかといった観点から検討することも重要である。
- 検討すべきは、現在の少年法の保護処分との比較検討ではなく、18歳及び19歳の者が成人となった場合に許容される範囲内で可能な限り有効な働き掛けをするためにどうすべきかということである。現在でも短期間又は特別短期間を矯正教育の期間として設定された在院者については、3か月から6か月程度収容して処遇することが行われているのであり、その程度の期間の施設収容処分でも有効性があるといえる。そして、施設収容処分と保護観察との連携をより強化し、施設内での処遇の目標を社会内処遇に移行できる状態にする程度に設定すれば、短期間であっても有効な施設収容処分ができるのではないか。
- 若年者に対する新たな処分の対象としては、相當に問題性が高く、家庭裁判所調査官の調査等の結果、直ちに保護観察をしてうまくいかないだろうというケースもたくさんあると考えられる。施設収容に求める処遇効果ないし目的について、対象者の問題性の程度に応じたより適切な処遇を行うことで、保護観察を受け得るようにすると考えるのであれば、こういったケースについて、保護観察に向けての動機付けやオリエンテーリングという意味でも、保護観察の開始前に短期間であっても施設内処遇を行い、保護観察を受け得る状態にまで処遇をした上で、その後保護観察を行うという処遇の在り方も検討すべきではないか。
- どのような事件が新たな処分の対象となるのか、施設収容処分が許容されるもののボリューム感、期間や施設を含めどのような施設収容処分を想定してその必要性等を議論するのかという点を明確にして議論すべきである。

- 施設収容処分を設けないとした場合に、保護観察による社会内処遇を充実させることによって、対象者に対して実効性のある処分をすることができるかということが、施設収容処分の要否を考えていく上でポイントとなる。
- 施設収容処分を設けておくことで感銘力のある審判を行うことができるということが、いわば威嚇のためのものとして設けておくことで制度の運用を適切に行おうとするものであるならば、それは施設収容処分を設ける必要性とはいえない。
- 施設収容処分を設けるといつても、行為責任の観点から許容される処遇期間は極めて短期にならざるを得ず、その結果、処遇効果を上げることも期待できないし、成人に対しては健全育成目的による教育もできないのであるから、施設収容処分を設ける必要性は認め難い。

#### 【行為責任との関係について】

- 18歳及び19歳の者が成人とされた場合に、施設収容があり得るような重さの行為責任の事案で起訴猶予とされるものが全くないわけではないと思われるものの、そのような事例が施設収容処分を設ける必要性を基礎付ける程度存在するのか、仮にそういう事例があるとしても起訴猶予にされた事情に照らして施設収容処分することが相当かについては、どのような事例があるのかということを踏まえて更に検討すべきである。
- 起訴猶予となるか否かは個別の事案ごとの具体的な事情の総合考慮によって決まるが、犯罪事実自体は重大であるものの起訴猶予とされる場合に考慮される要素として挙げ得るものとしては、一般的には、①責任能力に問題があること、②共犯事件で役割が従属的であること、③被害者の落ち度が大きいこと、④被害回復やそれに伴う示談がなされたこと、被害者が宥恕していること、⑤被害者が公判への協力に難色を示していること及び⑥刑の減免事由、例えば自首に該当することが挙げられる。
- 犯罪事実自体は重大であるものの起訴猶予とされる場合として紹介された①から⑥までについて、起訴猶予とされる理由に照らして施設収容処分の対象とすることが相当かという点は別として、まず、行為責任との関係を整理すると、①と②は行為責任が小さいと考えられる。③は、それにより違法又は責任が減少するとの説明が可能な場合であれば、行為責任が比較的小さいと評価できる。⑤は、行為責任には関係しないと考えられる。④については、量刑において有利な情状として考慮されているところ、これらが刑を軽くする理由については実務上一致した見解はないが、財産

犯の被害回復について、違法性又は責任が減少すると考える立場によれば、行為責任が小さくなることとなる。生命身体犯で示談がなされた場合や、示談なく宥恕がなされた場合については、違法性が減少するという説明ではなく刑事政策的な情状から量刑上考慮されているとみる立場が多数であると思われる。⑥のうち自首が減免事由とされる根拠は、一般には刑事政策的な観点に求められるが、第二次的に犯人の改悛による非難の減少を挙げる見解もあるところである。このように、④と⑥の行為責任がなお大きいと評価できるかは、これらの事情が違法性又は責任を減少させるものと見るか否かによる。

- 起訴すれば実刑になり得るような事案について、性犯罪で⑤があることにより起訴猶予とされる場合を別とすると、④があることにより起訴猶予とされる事案は例外的なものである。そのような事案を強いて挙げれば、例えば不倫の事実や性的写真など他人に知られたくない秘密を暴露すると脅して多額の金銭を支払わせるような恐喝の事案や、会社等の組織の中で行われた財産犯で、当事者間で問題が解決されて被害者も裁判を望まない場合が挙げられるが、18歳又は19歳の者がこのような犯行を行うことは考えにくく、実際、このような事案で被疑者が18歳又は19歳であったものを検察官として取り扱った経験はない。
- 起訴猶予とされる事案には幅があり、実刑になり得る程度の行為責任が認められる事例でも起訴猶予とされることはあり得るから、行為責任による制約があるために施設収容処分を設けることができないとはいえない。家庭裁判所が行為責任の範囲内で適切に処分選択をするものとし、その判断に対する不服申立て制度も設けられるのであれば、行為責任の範囲内で処分がなされることは担保される。
- 起訴猶予で行為責任が重い事例に関する有意な追加調査が難しいということは、行為責任に幅があることを裏付けているともいえ、起訴猶予とされる事案の中に施設収容処分が可能なものが実務経験に照らして相当数あり得るというこれまでの指摘は結局否定されていないことが確認できる。起訴猶予とされる事案の中に施設収容処分が可能なものが含まれていると言いにくいのかもしれないが、含まれていないということもなかなか言えないと思う。
- 新たな処分の制度が設けられた場合、検察官が新たな処分があることをも考慮して起訴猶予とすることがそれなりにあり得ると思われることから、施設収容に適する事案の有無を検討する際には、現在の起訴猶予事例だけをみて判断するというのではなく、実際の運用として想定される場面

も推測して多角的に検討する必要がある。

- 行為責任としては実刑も執行猶予も両方あり得る事案は実務上頻繁にあるから、施設収容処分が許容される対象者としては実刑になる者だけでなく、執行猶予になり得る者も含める余地があるのではないか。また、新たな処分は刑罰と異なり応報を目的とするものではないから、その点でも施設収容処分が許容される対象者についてもう少し幅広く考える余地があるのではないか。
- 新たな処分の対象者のほとんどは軽微な罪を犯した者であると想定されるが、相当程度軽微な罪を犯し刑事処分は不要であると判断された者に対して施設収容処分を行うことは、行為責任の見地から許されないので、施設収容処分を設けるべきではない。
- 施設収容処分が正当化されるか否かは、実刑相当の事案が起訴猶予とされるのかという観点から検討する必要がある。制度の必要性・相当性を考える上では、まずどの程度の対象者がいることを想定するかが重要であり、例外的にあるかどうか、ないことは証明できないのではないかという議論は行き過ぎである。新たな処分の対象者は、基本的に、少年法では審判不開始や不処分とされる者であると考えられ、施設収容処分を正当化する実刑相当の事案は、あるとしても例外的と考えられるから、そのような場合があり得るからといって施設収容処分を設ける必要性があるとはいえない。
- 犯した罪は軽いものの要保護性の観点から現在少年院送致とされている事案については、施設収容処分を設けたとしてもその対象から外れることとなると思われる。しかし、そのような事案であっても、対象者を悪い環境から引き離して働き掛けを行うことは必要であるから、保護観察の特別遵守事項として更生保護施設等への宿泊を義務付けて働き掛けを行うことが必要となるのではないか。
- 行為責任の観点で見た場合に、遵守事項に違反した場合という条件付きであっても、施設収容があり得るような保護観察処分が許されるのは、対象となるごく一部にとどまるのではないかと考える。また、不良措置のない保護観察処分が相当である行為責任に対応するような事件について、不処分とするのは不安を覚えるため、裁判官は、施設収容の付いた保護観察処分を選択せざるを得なくなる場合、対象事件の程度に照らし、行為責任を超えるような処分が行われるおそれをなくす制度的な担保が不十分ではないか。
- 対象者が将来、遵守事項に違反するかどうか予測するのは極めて困難で

あるとして、保護観察を言い渡す場合に、常に遵守事項違反があったときの施設収容処分についても言い渡すことになるのであれば、行為責任が処分の上限を画するとの考え方との関係で問題になると考える。

### 【起訴猶予とされた理由との関係について】

- 犯罪事実自体は重大であるものの、起訴猶予とされる場合に考慮される要素のうち、仮に、④（被害回復やそれに伴う示談がなされたこと、被害者が宥恕していること）及び⑥（刑の減免事由、例えば自首に該当すること）が行為責任に影響しないという考え方によるとしても、これらの事例を施設収容処分の典型的な対象とみることが相当かは更に検討する必要がある。

④については、被疑者の真摯な反省の態度が被害回復や被害者の宥恕につながっていることも多く、施設に収容した上で行う処遇によらなければ改善更生及び再犯防止を図ることができない典型とはいえないのではないか。また、必ずしも被疑者の真摯な反省の態度等があるとはいえない事案があり得るとしても、被害者が訴追を望んでいないことが明らかな事案を典型と考えることが相当か、被害回復の促進の観点からみて起訴猶予とされる時点で既に損害賠償がなされている事案を典型と考えることが相当かは検討する必要がある。⑥については、被疑者の真摯な反省の態度が自首をする動機となっていることが通常であると考えられ、そのような事案を典型と考えることが相当か検討する必要がある。
- 非行少年や若年犯罪者の中には、自己の犯罪性・問題性に向き合って更生する意欲が乏しいにもかかわらず、当面の不利益を回避するために示談や謝罪をする者もあり、結局社会に出た後すぐに再犯・再非行に至ってしまうケースはありふれたものと実感している。問題性が何ら解消していないのに示談等がなされたことをもって十分な措置をしないということでは制度の在り方として必ずしも適当とはいえない。施設収容処分を設けることについて理論面での許容性が認められる以上は、示談等をしてもなお問題性が高い者について、問題の大きい環境から引き離して施設内で密度の高い処遇を行うことができる制度を設けておくことは重要である。
- 起訴されてから被害弁償をすれば執行猶予とされて施設収容されない可能性が高くなるのに対し、捜査段階で示談をして起訴猶予とされたにもかかわらず、新たな処分の対象となった場合に施設収容処分もあり得ることとなるのは、弁護実務の感覚からすると不自然である。

## 【施設・人員等の確保について】

- 施設収容処分を設ける際の問題点として、組織、施設や人員の確保に関する問題が指摘されているものの、少年院の施設や法務教官といった今ある施設や人材を活用すれば、大きな支障は生じないのではないかと思われる。
- 新たな処分の対象者は少年ではないので、収容のためには少年院ではない施設が必要となる。また、健全育成目的による全面的な介入ができないことにより、現行の少年院での短期処遇より長期の収容でないと効果が上がらないという問題もあり、新たな処分として施設収容処分を検討する場合には、どのような施設でどのような処遇を行うかを検討しなければならず、それも踏まえて、そのための施設や人員を確保する現実的な必要性があるのかを検討すべきである。

### (10) 保護観察処分（制度概要「三4」関係）

- 新たな処分における保護観察は、刑罰の付随処分ではなく、いわゆる1号観察とも異なるものであるとすると、全く新たな性質の処分ということになるのではないか、また、その法的性質の違いが各論的な議論に影響するのではないか。

### (11) 保護観察の処遇の見直しのための措置（制度概要「三4(ニ)口」関係）

- 保護観察の処遇の見直しのための収容鑑別については、新たな処分で保護観察に付された者と仮釈放中の者又は保護観察付執行猶予者とでは、置かれている立場が異なることや、軽微な事案が多数であると考えられることを考慮し、要件等を慎重に検討すべきである。少なくとも遵守事項違反を要件とすべきであり、さらに、実施できる回数を制限することも検討課題である。
- 新たな処分の対象者が比較的軽微な罪を犯した者であることからすれば、処遇の見直しのための収容鑑別の措置を設けることについては、慎重に考えるべきである。
- 新たな処分の保護観察において、その内容が対象者の状況や問題性に相応していないときは適切に処遇を見直す必要があり、そのために収容鑑別を行うことが必要な場合があることから、収容鑑別の措置を設けておく必要がある。そして、処遇見直しのための収容鑑別の措置は、必要最低限の期間、家庭裁判所の許可を得て行われるものであり、許容される制度であると考えられる。

- 回数制限を設けるといつても、その回数を具体的に定めることは困難であるし、保護観察の在り方を見直して社会内処遇を継続させることが困難になるという弊害が生じるおそれもある。再度の措置によらなければ対象者の問題性を把握することができないといった高度の必要性がある場合に、家庭裁判所において、その高度の必要性と対象者の負担の観点を踏まえて司法審査がなされる制度とされているから、回数制限を設けなくても対象者に過度の負担がかかる懸念はないのではないか。
- 遵守事項に違反した場合の施設収容処分を設け、遵守事項に違反したとき、その施設収容の中で実質的に鑑別を行っていくのであれば、対象者の問題性を改めて把握し、処遇方法の見直しも行うことができるところから、処遇の見直しのための収容鑑別の措置は設けないことも十分に考えられる。

## (12) 遵守事項に違反した場合の施設収容処分（制度概要「三4(四)」関係）

### 【必要性】

- 不良措置のない保護観察は、理論的にあり得ないわけではないが、対象者が指導や監督に全く従わない場合ですら何らの対応もとることができないため保護観察の実施に極めて困難が伴い、実効性の点で見劣りのするものとなるから、遵守事項違反があった場合の不良措置としての施設収容処分を考えざるを得ず、こうした不良措置を設けられないのであれば、新たな処分の制度の導入そのものを見送らざるを得ない。
- 保護観察中に遵守事項を守らない場合、施設に入れたり、きちんと指導をしたりすることは大事であり、それが再犯防止につながると思う。
- 新たな処分の対象は、基本的にはかなり軽微な事件であり、そのような事件を起こした対象者の要保護性は一般的には低いと考えられること、実務経験上、保護観察処分に付された18歳又は19歳の少年は、ほとんど良好解除を目指して頑張っていることからすれば、不良措置として施設収容を設けるほどの必要性があるかについては疑問がある。
- 死亡事件を起こした加害少年は、その前に軽い犯罪をしていることが多く、その保護観察中に死亡事件を起こしている者もいる。保護観察中に遵守事項を守らなかった場合、その時点で施設に収容するなどの措置をとつていれば、死亡事件は起こらなかつたかもしれない。現行の枠組みより少し厳しい内容になることはあり得ることであり、必要なことである。

### 【許容性】

- いわゆる1号観察は、施設送致申請による施設収容があり得るもの、それは別事件として新たに施設収容が判断されるものであることや、保護司や保護観察官の指導や警告で終わり、実際に施設送致申請がされる件数は少ないと考えると、遵守事項違反の場合に施設収容を認めるという保護観察は、1号観察よりも重い処分であると考えられ、そのような保護観察は、起訴猶予が相当とされるような軽微な事案の行為責任の範囲を超えるものではないかという疑問がある。
- 遵守事項違反をした場合の施設収容については、1、2か月程度の短期の施設収容であれば、いわゆる短期自由刑と同様に弊害が大きく、他方、それ以上の長期の施設収容であれば、行為責任により処分の上限を画するという観点から、正当化されないと考えられる。
- いわゆる1号観察は、警告後、再度の遵守事項違反があり、その情状が重いと認めるときという限定はあるものの、長期間も含めて、通常の少年院送致ができるのであるから、処分の実質を考えた場合には、新たな処分の保護観察が1号観察より重い処分になるという指摘は当たらないのではないか。
- 犯罪の輕重を考慮した結果、行為責任の程度からすれば、懲役又は禁錮の実刑が相当であるような重大事案については、公判請求するのが通常であり、一般情状等を考慮して、起訴猶予の判断をするケースは極めて例外的である。他方、それよりも行為責任の程度が軽いという事案については、行為責任の程度だけでなく、様々な事情を総合考慮した結果、起訴猶予とするケースも出てくるので、起訴猶予とされる者の中には、行為責任の程度だけを見れば全部執行猶予付きの懲役・禁錮に対応するものも相当数含まれると思われる。
- 檢察官の実務経験を踏まえて御紹介があったように、新たな処分の対象者、すなわち起訴猶予とされる者の中に、実態として、全部執行猶予付きの懲役・禁錮に対応する行為責任の者が一定数含まれるというのであれば、遵守事項に違反した場合の施設収容処分を設けることには十分な合理性があるのでないか。

### 【目的・機能】

- 遵守事項違反があったときの施設収容処分については、遵守事項違反に対する制裁を目的とする考え方と、対象者の改善更生を図ることを目的とするが、それが同時に保護観察の実効性を担保する効果を持つと考える考え方とがあり得るところ、新たな処分の性質に整合する後者の考

え方を探るべきである。その上で、遵守事項違反があったときの施設収容処分について、それ自体により対象者の問題を解消するという機能を果たすものと位置付けるのであれば、現在の少年院における処遇に類似した処遇を比較的長期間行うことが必要となると思われ、他方で、保護観察の継続が一時困難になった者を施設に収容して問題に応じた処遇を集中的に行うことによって効果的に保護観察を継続し得る状態に至らせるという機能を果たすものと位置付けるのであれば、現在の少年院と比べて必要となる収容期間は短いものとなるとともに、処遇内容も異なるものとなると思われる。

- 新たな処分の対象は比較的軽微な事案に限られることになる上、基本的には社会生活を送りつつ支援を受けながら更生を図っていくことが相当なものであるから、遵守事項違反があったときの施設収容は、遵守事項違反があり、そのままでは社会内での自律更生が難しい場合に、一旦施設に収容して悪い環境から遮断したり、施設の中で規則正しい生活を送らせることで、改めて社会内処遇に戻すことができるようすることを目的とすることが適当であり、そのための施設収容の期間はある程度短いものが適当である。
- 遵守事項違反があったときの施設収容は、保護観察処分の実効性を担保し、対象者の改善更生を確実なものとすることを目的とし、社会内処遇とのつながりを保てるような性質のものとすべきである。

### 【制度の内容】

- 考えられる仕組みとしては、遵守事項違反があったときに改めて審判を行い、当初の審判で決定された保護観察処分を事後的に施設収容処分に変更するというものと、当初の審判において保護観察処分と併せて遵守事項違反があったときに施設に収容されることを言い渡しておくものとが考えられる。前者の仕組みについては、裁判の安定性を害することにならないか、この処分が許容されるのは行為責任の観点からみて当初からの施設収容処分が許容される者でなくてはならないところ、それに該当する者がどの程度いるのか、処分を変更する審判において改めて行為責任を基礎付ける事実について事実認定をして処分決定をするとともにそれに対する不服申立てを認める必要があるのではないかという検討課題がある。後者の仕組みについては、当初から施設収容処分に付する場合よりも軽い行為責任に相当する処分と考えることができるか、具体的にどの程度の行為責任があれば許容されるのかという検討課題がある。さらに、具体的にどのような

な場合に収容するものとするか、審判において収容期間をどのように定めるのかといった検討課題もある。

- 考えられる仕組みのうち、当初の審判において、犯罪事実を認定した上で、行為責任として遵守事項違反があったときに施設収容を行うことが許容されるかどうかを判断し、その後、遵守事項違反があったときに、家庭裁判所が審判を行い、施設に収容するか否かを決定する仕組みの方が、遵守事項違反があったときに行われる審判で犯罪事実の認定からやり直すに等しい審理をする必要はなく、合理的であると思われる。
- 当初の審判において、犯罪事実を認定した上で、行為責任として遵守事項違反があったときに施設収容を行うことが許容されるかどうかを判断し、その後、遵守事項違反があったときに、家庭裁判所が審判を行い、施設に収容するか否かを決定する仕組みをとる場合、必要な収容期間を法定しておく制度のほか、収容期間に幅を設ける制度も考えられ、後者の場合、いつどのような判断を行う制度とするか考える必要がある。当初の審判で収容期間を決定しておくことも考えられるが、行為責任として許容される期間は当初の審判において判断することが合理的であり、必要な収容期間については、遵守事項違反があったときの審判において決する方が適当であると考えるのであれば、当初の審判において、行為責任の観点から許容される収容の上限期間のみを定め、遵守事項違反があったときの審判において、その範囲内で収容期間を定めるという制度が妥当であることになる。
- 新たな処分が社会内で若年者の更生を図るものであり、施設収容も健全で規則正しい生活をするために必要な最低限のものであるとすると、施設からの退所後も一定期間社会内処遇の期間を設けることが不可欠である。そして、施設退所後の社会内処遇の期間を確保するには、施設収容の間保護観察を停止する方法、施設からの仮退所を認め、施設収容期間の残期間を社会内処遇に充てる方法、家庭裁判所が施設収容を決定する際に保護観察期間も併せて決定しておく方法が考えられ、どのような方法を取るべきか検討すべきである。また、施設退所後の社会内処遇において遵守事項違反があった場合に再度の施設収容を認めるかという検討課題もある。
- 基本的な制度の在り方として、収容期間の上限を個別に定めないか、対象者ごとに個別に設定するか又は法定しておくかという軸と、家庭裁判所が施設収容を決定するとした場合に収容期間を家庭裁判所が設定するかという軸の、二つの軸の組合せによってバリエーションができる。まず、保護観察の期間を法定し、収容期間の上限を定めない場合、本人の状況に応じて収容期間を調整でき、保護観察中に施設収容が行えないという事態も

生じないが、本人の状況が改善されない場合に長い施設収容が行われる可能性があるという問題がある。他方、保護観察の期間より短い施設収容の上限を定めるものとする場合、保護観察期間に占める施設収容の期間を抑えることはできるものの、収容期間がその上限に達した場合、その後の保護観察において施設収容をすることができないという問題がある。次に、施設収容の期間を家庭裁判所が決定するという方法は、遵守事項違反の内容等を勘案しながら施設収容の期間を決定できることになるが、家庭裁判所が施設収容期間を合理的に判断できるのかという疑問がある。さらに、当初の家庭裁判所の決定において施設収容の総枠を決めておくという方法については、施設収容の上限をどのような基準で決めておくのかという問題がある。

- 現在の刑罰や保護処分においては、引き続き処遇の必要があると思われる者であっても、法定期間の経過等によって処遇が終了することとされているのであり、制度の枠組みとしての限界はある程度考えざるを得ない。また、新たな処分の制度設計は、18歳及び19歳の者が成人とされた場合に全く放任されてしまってよいと考えるのではなく、有効と思われる働き掛けができる限り行っていこうと考えるべき問題であると思われる。
- 行為責任によって、処遇の必要性を後回しにして収容期間の上限を厳格に画してしまう仕組みが、この制度を設ける趣旨に沿うのか、そのような仕組みで上限設定を可能とする仕組み作りが本当にできるのかという問題について考える必要がある。
- 可能な限り有効な制度を作るという観点からは、制度としては大枠の重要なところだけを決め、あとは現場の裁量にできる限り任せることしないと、うまく機能しないことになると思われることから、理論的な検討だけでなく、実務を担当する現場のノウハウや意見等を踏まえて実効的に働くようなシステムにするという観点からの検討も行う必要がある。
- 裁判所において、まず、行為責任の限度で、収容期間の大枠を決めておき、その後に、収容に必要な期間をどの程度とするかという判断をすること自体は不可能ではないと思われる。ただし、後者の判断は、社会内処遇につなげるために必要な処遇を行う期間についてのものであり、処遇機関からの情報を得た上での判断になると思われる。

### 【処遇内容等】

- 遵守事項違反があったときの施設収容について検討するためには、どのような施設で、どのような処遇を行うかをイメージして議論すべきである。

- 遵守事項に違反したときの施設収容処分に求める処遇効果を、保護観察を再び行い得るようにするものと捉えると、収容期間については、例えば、比較的軽微な事案であれば二、三ヶ月程度とすることが考えられる。他方で、最低限の処遇効果が見出せる程度の期間は必要であり、また、保護観察官による施設内処遇への関与も必要となると考えられる。
- 遵守事項違反があった場合の施設収容の仕組みとして、夜間は施設に収容し、日中は施設外で社会奉仕活動をさせて更生を図るといったものも考えられるのではないか。
- 遵守事項違反があった場合の施設収容処分を、一定期間施設に収容して集中的に密度の濃い教育をして、その後の社会内での指導監督に向き合えるようにするものとすれば、収容期間は6か月、3か月以下といった期間とすることが考えられるし、保護観察官と法務教官が相互に協力して施設内処遇と社会内処遇とを組み合わせていくことも考えられる。
- 新たな処分の社会内処遇において、対象者の状況や遵守事項違反の状況を最もよく分かっているのは、保護観察官や保護司であるので、その情報や経験をいかせるように、保護観察官が主体的に施設内処遇に関わることができるように制度や仕組みにする必要がある。また、人的な体制もかなり重要になってくる。
- それまで行っていた保護観察との連続性を保ちながら、施設においても、施設職員と保護観察官、保護司が協働して処遇を行うことができるようになるとともに、施設退所後の保護観察期間を確保できるような仕組みを設ける必要がある。
- 施設については、収容した後に社会に戻すということを考えると、地理的に社会との接点を持ちやすい少年鑑別所の方が向いているのではないか。
- 少年院においては、対象者と職員との信頼関係を構築するまでもそれなりに時間が掛かるとのことであるし、短期の少年院処遇は例が少なく、使われなくなってきたているように思われる所以、処遇内容と処遇に必要な期間については慎重に検討すべきである。また、既存の少年院の地理的条件からみて、社会内処遇との連携が現実的に可能かという点も議論すべきである。
- 遵守事項に違反した場合の施設収容を行うための施設においては、少年院法とは異なる法律の下で処遇が行われることになるので、どのような職員を配置するのか、他の在院者との分離することにより、集団的な処遇が全く行われず、処遇の効果が上がるのかといった問題がある。

## 【その他】

- 仮に、施設収容の可能性のない保護観察を選択肢として設けず、遵守事項違反があった場合に施設収容を認める保護観察のみを設けるとすると、行為責任の観点から重い保護観察を付すのが相当でないとされる場合には不処分しか選択できないこととなり、不処分とされる事案が増えるということにもなりかねないという問題がある。

### (13) 処分の取消し（制度概要「三5」関係）

- 処分終了後の取消しの制度について、刑罰と保護処分とでは異なる仕組みとされているところ、新たな処分は刑罰とも保護処分とも異なる性質の処分であることから、どのような制度として説明するのかという課題がある。

### (14) 犯罪被害者等の権利利益の保護のための制度（制度概要「四」関係）

#### 【被害者等による記録の閲覧・謄写の制度について】

- 被害者等による記録の閲覧・謄写の制度について、不起訴処分で終わった事件の記録の取扱いとの均衡を検討する必要がある。

#### 【被害者等による審判の傍聴の制度について】

- 新たな処分の対象となる事件においても、審判を傍聴したいと考える被害者がいると思われるから、被害者等による審判の傍聴の制度を設けるべきである。
- 新たな処分の対象者が比較的軽微な罪を犯し訴追を必要としないため公訴を提起しないこととされた者であることからすると、被害者等による審判の傍聴の制度の対象となる事件は非常に少ないと考えられるし、対象者の負担等からしても、被害者等による審判の傍聴の制度を設ける必要はない。

### (15) その他（検討課題等「6」関係）

- 新たな処分の手続が開始された後に、対象者が起訴相当の犯罪を行ったり、起訴相当の余罪が発覚した場合に、刑事手続との関係で、新たな処分の手続をどうすべきかという問題がある。
- 新たな処分と検察審査会との関係をどのように整理するかを検討する必要がある。

- どのような場合に一事不再理効類似の効力を認めるのか、刑事処分や保護処分と新たな処分を比較しつつ検討する必要がある。

#### 14 「10 起訴猶予となる者等に対する就労支援・生活環境調整の規定等の整備」について

##### (1) 檢察官による関係機関への協力依頼規定の整備

- 現時点において、入口支援に係る関係機関との連携・協力関係の構築は着実に行われていて、運用に支障が生じている状況ではなく、また、関係機関に対して、検察官が法律上の権限を有するかのような規定を設けることで、かえって関係機関との相互理解、信頼関係が損なわれるおそれもあることなどを踏まえると、このような規定の新設については、今回の諮問への対応としては、見送ることでよいのではないか。
- 被告人又は被疑者が身体の拘束を解かれる際に、その者の改善更生及び再犯防止を図るために、関係機関に協力を求めるという業務は、そもそも本当に検察官が担うべき仕事であるのかという疑問がある。